

**国保**  
後期高齢者  
医療

加入中の

**被用者**

の方へ



**新型コロナウイルス感染症に  
感染又は感染が疑われる方が  
療養のため仕事を休んだとき**

**傷病手当金**

**制度があります**

新型コロナウイルスへの感染や感染疑いのため仕事を休み、その間給与等が支払われない、又は減額されたとき、「傷病手当金」を受け取れることがあります。

**手当金を受けるには**

以下の条件をご確認のうえ、裏面もご覧ください 

**1. 新型コロナウイルス感染症の療養のため仕事ができないこと**

帰国者・接触者外来が設置された医療機関や事業主の証明が必要です。  
感染が疑われる場合、まずは「帰国者・接触者相談センター」へご連絡ください。

**2. 4日以上休んでいること**

**3. 休んだ期間について給与等がもらえないこと**

会社から給与等が支払われている場合でも、その金額が傷病手当金より少ないときは、その差額が支給されます。

**支給額**

直近の継続した3月間の  
給与収入の合計額  
÷  
就労日数

× 3分の2 × 支給対象日数

## 傷病手当金を申請するには

### ① 国民健康保険又は後期高齢者医療 「傷病手当金支給申請書」を4種類ご用意ください

#### ア) 世帯主記入用 (後期の場合は被保険者本人記入用)

(国保の場合) 手当金は銀行振り込みで支給され、受領されるのは世帯主の方となります。

(後期の場合) 手当金は銀行振り込みで支給され、受領されるのは被保険者本人となります。

※世帯主又は被保険者本人以外の方が受領する場合、委任が必要です。

#### イ) 国保又は後期に加入している被保険者記入用

帰国者・接触者相談センターを受診できなかった場合、「帰国者・接触者外来記入用」の申請書の代わりに、こちらに「事業主の方の証明」が必要です。

#### ウ) 事業主記入用

直近3か月間において、複数の事業所に勤務していた方が、それぞれの事業主での就労ごとに申請する場合、各事業主において申請書を作成ください。

#### エ) 医療機関記入用

### ② 申請書等の提出先

(国保) 小樽市保険年金課保険係 窓口⑮

(後期) 小樽市保険年金課後期高齢者医療係 窓口⑲

### ③ 審査を行い、支給決定通知書をお送りします

審査の結果、支給が決定した場合は支給額・振り込み日が記載された通知書が届きますので、内容を御確認ください。

**Q.** 仕事を休んだその日から支給の対象となるの？

**A.** 「仕事を休んだ日 (もともとの休みは除く)」から数えて、3日経過した後の次の「仕事を休んだ日」から支給対象となります。「もともと勤務の予定がなかった日」は、その2日目、3日目のうちに含めて数えます。

**Q.** 対象となる期間は？

**A.** 令和2年1月1日～令和5年3月31日の間です。  
ただし、入院が継続するときは最長1年6月までです。

**Q.** 申請書はどこでもらえるの？

**A.** 下記の間合せ先まで、まずはお電話でお問い合わせください。  
郵送などでお渡しすることができます。

## 間合せ先

(国保加入者) 小樽市福祉保険部 保険年金課  
保険係 内線289・290

(後期加入者) 小樽市福祉保険部 保険年金課  
後期高齢者医療係 内線312